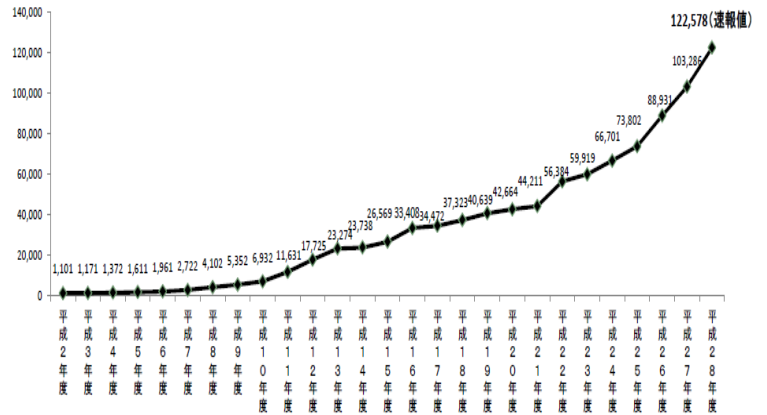


「いちはやく 知らせる勇気 つなぐ声」

～11月は児童虐待防止推進月間です～

右のグラフは「児童虐待相談の対応件数の推移」(厚生労働省ホームページより)を表しています。残念なことに、児童虐待は年々増加しています。厚生労働省では、児童虐待防止の取り組みと課題として、



1、発生の予防・・・虐待に至る前に、気になるレベルで適切な支援が必要(育児の孤立化、育児不安の防止)

2、早期発見・早期対応・・・虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が必要

3、子どもの保護・支援、保護者の支援・・・子どもの安全を守るための適切な一時保護の必要、親子再統合に向けた保護者への支援、社会的養護体制の質・量ともに拡充の必要をあげて対応の強化を進めています。

「虐待」をした大人からは、「これはしつけだ!」という言葉が良く聞かれます。「しつけ」と「虐待」との違いはどこにあるのでしょうか。

「しつけ(躾)」は、「身」を「美しく」と書くように、子どもが基本的な生活習慣を身につけ、円滑な社会生活を送れるために社会のルールやマナーなどを身につけるように働きかけることです。親は、子どもの発達や理解度に配慮しながら根気よく働きかけをします。決して暴力などで従わせて行うものではありません。

親にとっては「しつけ」のつもりでも、子どもが耐えられないような苦痛を感じるならば、それは「虐待」になります。「虐待」は、どのような理由であっても、正当化されません。

子育ては思い通りにいかないこともたくさんあります。親もイライラして、時には、つい子どもに手をあげたり、ひどい言葉を言ってしまうこともあるかもしれません。しかしそれが、家庭の中で日常的に行われることは、子どもの成長にとって決して好ましいことではありません。「虐待」を受けて成長した子どもが親になった時、また同じことを繰り返す「虐待の連鎖」も大きな問題になっています。

これって…

「しつけ」?

それとも?

「虐待」!?



(質問) 下の中で「しつけ」はどれ? 「虐待」は?

- ① 言うことを聞かない子どもをなぐる、ける、たたく
- ② やけどをさせる
- ③ 溺れさせる
- ④ 戸外に長時間締め出す
- ⑤ 意図的に子どもを病気にさせる
- ⑥ 大声で怒鳴り続ける
- ⑦ 無視や拒否的な態度を取り続ける
- ⑧ ほかの兄弟と著しく差別する
- ⑨ 自尊心を傷つける言葉を繰り返し使う
- ⑩ 子どもの目の前で配偶者などに暴力をふるう

- ⑪ 子どもに性的ないたずらをする
- ⑫ 子どもに性的関係を強要する
- ⑬ 子どもに自分の性器や性交を見せる
- ⑭ 子どもを児童ポルノの被写体にする
- ⑮ 適切な衣食住の世話をしない
- ⑯ 子どもを車の中に放置する
- ⑰ 病気になっても病院に連れて行かない
- ⑱ 子どもを家に残したまま、外出する
- ⑲ 子どもの年齢や発達に不釣り合いな養育をする

(答え) すべて「虐待」です

①～⑤身体的虐待、⑥～⑩心理的虐待、⑪～⑭性的虐待、⑮～⑲ネグレクト、にあたります。

「しつけのつもり」が子どもの心やからだに傷を残すことのないように、大人一人ひとりが見守り、気づき、勇気をもって連絡してください。

児童相談所全国共通ダイヤル ^{いちはやく} 189 (近くの児童相談所につながります)

～連絡・通報・相談はこちらでも大丈夫です～

◎平日 相談時間 午前8時30分～午後5時15分

奥多摩町子ども家庭支援センター(きこりん) TEL0428-85-2611

(相談専用) TEL0428-85-1788

問い合わせ 奥多摩町子ども家庭支援センター きこりん

E-mail:kikorin@town.okutama.tokyo.jp

